

大崎上島町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日
大崎上島町長
大崎上島町議会議長
大崎上島町教育委員会

大崎上島町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、大崎上島町長、大崎上島町議会議長、大崎上島町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、担当部局を総務企画課とし、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

○ 内閣府令第2条に基づく把握項目

- ① 採用した職員に占める女性職員の割合 31.1%
- ② 平均した勤続勤務年数の男女の差異（離職率の男女の差異）
男性 30.5年 女性 37.2年
- ③ 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

該当月	一人当たり平均	備考
H27.4	30.5 時間	町長選挙の事務従事が影響
H27.5	15.1 時間	
H27.6	14.5 時間	
H27.7	18.2 時間	
H27.8	13.8 時間	
H27.9	15.4 時間	
H27.10	13.0 時間	
H27.11	12.0 時間	
H27.12	12.7 時間	
H28.1	13.1 時間	
H28.2	21.0 時間	
H28.3	20.1 時間	
合計	16.6 時間	

- ④ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 20%
- ⑤ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

役職	女性職員の割合
課長	20%
係長	25%
主査	53%

- ⑥ 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

	取得率	平均取得期間
男	0%	—
女	100%	1年

- ⑦ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加の為の休暇取得率及び平均取得日数

取得率	平均取得日数
70%	2日

平成 31 年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成 27 年度実績の 20%より 5%引き上げ 25%にする。

平成 31 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を 100%にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情についての分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

平成 28 年度より、年次有給休暇の取得目標を年間 15 日と定め、すべての職員が年休を取得しやすい環境づくりに取組む。

平成 28 年度より、女性職員を多様なポストに積極的に登用する。

平成 28 年度より、出産を控えている全ての職員に対して、管理職員による面談を実施し、各種両立支援制度（育児休暇、配偶者出産休暇等）の活用促進やキャリアプランに関する助言を行う。